

令和6(2024)年活動報告

1月18日開催の総会において第8代会長に日覺昭廣東レ株式会社代表取締役会長が就任した。

本年も引き続き「2030年にあるべき繊維産業への提言」に掲げた4つの課題に沿って、「サステナビリティへの対応」と「中小企業への支援」を中心に活動した。

「サステナビリティへの対応」では、①人材の確保、②サーキュラーエコノミーへの対応、③取引適正化、「中小企業への支援」では、④デジタル革命への対応、⑤海外展開支援、に対応する活動を行った。また、従来からの、⑥通商問題への対応、⑦情報発信力・ブランド力強化、⑧税制問題への対応、についても行った。

「人材の確保」では、懸案であった特定技能制度における繊維業の業種追加、技能実習制度に替わる育成就労制度の創設に向けた法改正等を受け、制度の周知に努めた。「サーキュラーエコノミーへの対応」では、3月に「環境配慮設計ガイドライン」が公表され、環境に配慮した製品設計の取組の方向性が示された。更に、人権・環境問題において、EUの動きが活発であることから、その流れに乗り遅れないよう情報収集に努めた。「通商問題への対応」では、交渉中の日バングラデシュ EPA、両国政府間で早期交渉再開に合意している日トルコ EPA、日 GCCFTA、日中韓 FTA の動きについて注視した。第12回日中韓繊維産業協力会議を、令和7(2025)年9月23日に韓国・釜山で開催することで合意した。また、政府が開催した「繊維産地ネットワーク協議会」、「繊維産地におけるサプライチェーン強靱化に向けた対応検討会」に委員として参画し、意見を述べた。

I. サステナビリティへの対応

1. 人材の確保

- ・ 前述のように、本年は人材の確保の面で大きな動きがあった。3月29日、繊維業の「特定技能制度の業種追加」が閣議決定した。これを受けて、9月30日に「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 -素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正告示により、正式に繊維業(産業中分類 11)における在留資格「特定技能」による外国人受け入れが認められ、受け入れの上乗せ要件として、①国際的な人権基準に適合し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること、が公表された。
- ・ 6月21日には、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、技能実習制度の抜本の見直しによる「育成就労制度」が創設されることとなった(令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行)。
- ・ これらの動きを受け、繊維産業連盟では、様々な機会を通じて会員団体を通じて新制度の周知のための説明(6回)を実施した。また、「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会 JASTI 策定検討ワーキンググループ」にオブザーバーとして参加し、「国際的な人権基準」のルール作りに業界代表として意見を述べた。

2. サーキュラーエコノミーへの対応

- ・ 環境・安全問題委員会を6月と12月に開催し、①24種の特定芳香族アミンを生ずる恐れのあるアゾ化合物の情報交換など繊維製品の安全性確保への取り組み、②国際企業連合(国際NPO、NGO)をはじめとした、海外の関連する法規制等の動きについて情報を提供した。
- ・ 2月のOECD Garment Forum、9月のITMF総会において日本の繊維産業におけるサステナビリティへの取り組みについて発表した。
- ・ 7月25日にEUにおいてコーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)が発効により、CSDDDの適用対象企業及び直接・間接的に取引がある企業は影響を受けることになるため、指令の内容、動き等について情報収集を行い、WGを通じて会員と共有を図った。

3. 取引適正化

- ・ 取引適正化については、繊維産業流通構造改革推進協議会と連携しつつ、3月の中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第19回取引問題小委員会で「第7回自主行動計画フォローアップ調査結果」について報告した。
- ・ 適正取引に向けた自主行動計画では、振興基準(令和6年3月25日付)の改定、手形等のサイトの短縮への対応(令和6年4月30日付通達)を踏まえ、①労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方、②原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み、③支払いサイトの短縮に取り組むべき対応について、実情に即した形で追記をし、改定版(第7版)を発効した。
- ・ 11月には、「第8回自主行動計画フォローアップ調査」を繊維産業流通構造改革推進協議会と連携しつつ実施した。

II. 中小企業への支援

1. デジタル革命への対応

- ・ 繊維工業の太宗を占める中小企業をターゲットに、①中小企業において簡単に導入できる実例の紹介、②中小企業向けの簡素、安価なシステムを開発しているベンダーとのマッチング、③IoT関係の相談機関とのマッチング、などについて検討した。

2. 海外展開支援

- ・ 要請のあった団体に対し、各地の支援機関・既存の支援ネットワークを活用し、市場情報の提供、ビジネスマッチングなどを進める官民支援ネットワークの構築を実現するための取り組みについての情報を提供した。

III. 通商問題への対応

- ・ 通商問題委員会を4回(2、5、8、11月)オンラインで開催し、繊維貿易の動向並びに経済連携協定の動き等について情報交換を行った。現在交渉中である日バングラデシュEPA、両国政府間で早期交渉再開に合意している日トルコEPA、日GCCFTA、日中韓FTAについて、繊維業界に及ぼす影響並びに原産地規則等の考え方について情報を共有した。
- ・ 11月27日に、カザフスタン軽工業企業連合(ROTOBO事業)による表敬訪問を受けた。

IV. 情報発信力・ブランド発信力強化

- ・日本の繊維産業が強みとする高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材をアピールする等の発信活動を支援し、また、ファッション製品から機能製品まで、繊維製品を幅広く国内外にアピールに努めた。

V. 税制問題への対応

- ・令和 7 年度税制改正要望では団体より提出のあった内容を取りまとめ、繊維産業として、自民党「税制・政策要望等に関する懇談会」(11 月 20 日)において説明し、また公明党には書面にて提出した。

下記は、本年の重点要望項目である。

【中小企業に係わる税制】

- ☆ 事業承継税制の特例措置の恒久化
- ☆ 中小企業投資促進税制の延長

【法人課税】

- ☆ 研究開発促進税制の拡充と要件緩和
- ☆ 法人実効税率の見直し
- ☆ 欠損金に係る繰越控除制度の見直し
- ☆ 繰越控除上限額(現状50%)の撤廃及び繰越可能期間(現行 10 年)の無期限化
- ☆ 受取配当金の益金不算入制限の撤廃
- ☆ 持株比率に係わりなく、100%益金不算入とする
- ☆ 賃上げ促進税制の繰越控除措置の 5 年から 10 年への延長及び大企業・中堅企業への適用
- ☆ 棚卸資産の評価損について、会計上と同様に損金算入の対象とすること

【消費課税】

- ☆ 仕入れ税額控除の 95%ルールの復活
- ☆ 消費税適格請求書等保存方式(インボイス方式)における事務負担の軽減
- ☆ 電子帳簿保存法の要件緩和

【国際課税】

- ☆ 国際課税新ルールの導入における企業負担

以下は、会員団体における、繊維産業連盟の本年の活動方針に沿った活動である。

1. 人材の確保(サステナビリティへの対応)

不足する人材を確保するために、生産性の向上に努めるとともに、女性、高齢者に加え外国人にも働きやすい環境整備を図る。

具体的には、「責任ある企業行動実施宣言」企業の拡大などを通じて、「責任ある企業行動ガイドライン」の普及に努めることにより、各企業が取引先を含めた働く人々の人権尊重などの社会的責任を果たすことで、ビジネスを進めやすい環境整備を目指すとともに、特定技能制度への分野追加に向けた取組み、技能実習制度・特定技能制度の改正への対応を進める。

- 日本紡績協会(以下、「紡協」)は、①生産現場における技術の継承、人材の育成を目的とした「人材セミナー」を開催し、次年度も開催予定。②女性活躍セミナー(キャリアアップ等)、育児両立支援セミナー(該当者対象、管理職対象)を開催。③外国人技能実習制度の紡績、織布分野の評価試験の運営、関連テキストの作成。④特定技能制度、育成就労制度について、関連委員会で説明。
- 日本化学繊維協会(以下、「化繊協会」)は、会員の人権デューデリジェンス対応向上を目的に、人権 DD 対応連絡会を新たに設置し、講演会、会員各社の人権 DD 対応体制の共有、情報交換・意見交換をおこなった。
- 日本羊毛産業協会(以下、「羊産協」)は、①「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の協会内での共有化、徹底に取り組んだ。②特定技能制度の繊維産業の導入に向け、会員企業に経済産業省、繊維産業連盟からの情報を提供し、会員からの意見などの情報を繊維産業連盟に的確に連絡するよう努めた。次年度においては、①「責任ある企業行動実施宣言」については各企業に協力をお願いしたが宣言企業数が少ないことを反省し、継続してお願いしていく。②繊維産業における特定技能の付加4要件について会員企業と共に進めていく。③働き方改革等の情報について継続して会員企業に配信していく。
- 日本綿スフ織物工業連合会(以下、「綿工連」)は、①若い世代を中心に構成する綿工連綿's 倶楽部(旧青年部)の会合を定期的で開催し、情報交換や将来を担う若い世代の発掘・育成等を行っており、昨年11月に「全国交流会」を愛知県内で開催、約50名が参加、蒲郡市内で繊維企業の見学や情報交換等を行った。②2018年6月の「外国人技能実習の適正な実施等のための取組」及び2022年7月に策定された「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を引続き会員組合等を通じ周知を行った。③特定技能制度に繊維業が追加、「上乗せ4要件」が設定されたが、未確定な部分の情報収集と中小零細企業にとって取組みやすい運用を関係先に要望を行った。
- 日本絹人織織物工業組合連合会(以下、「日絹連」)は、産地組合の傘下企業が技能実習生を500名程度受け入れており、適正な制度運用に努めている。また、取引先との共存共栄の取組み・取引条件のしわ寄せの防止のための「パートナーシップ構築宣言」及び人権尊重の取組みをより一層拡大するための「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の趣旨を理解していただき宣言することを要請している。特定技能制度については、労働者としての人材確保に有効な手段であり、特定産業分野に繊維業が追加されたことから違法行為を無くすことや職場環境の整備に努めた。引き

続き、制度の適正な運用を指導して行くとともに「育成就労制度」の検討状況等を把握し情報発信して行きたい。

- 日本染色協会(以下、「染色協会」)は、責任ある企業行動実施宣言等への参加を要請するとともに、働き方改革に関連する各種情報を周知し、染色技術について高等教育機関(大学学部他)において啓蒙を行った。また、特定技能制度への繊維分野の追加について繊維産業連盟等と連携を図り、必要な情報を提供した。引き続き、染色技術について高等教育機関(大学学部他)において啓蒙を行うとともに、働き方改革に関連する情報や特定技能制度の運用に係る情報を収集し会員企業に情報提供していく。
- 日本ニット工業組合連合会(以下、「ニット工連」)は、会員企業において、若手人材を確保すべく、地元高校へ出向いてのリクルート活動をはじめインターンシップの実施、職業訓練校及びファッション専門学校へ定期訪問による国内ニット製造業のアピール・リクルート活動を展開している。こうした活動により、相対的に人数は少ないものの、一定の効果が出ている。多くの会員企業において、日本人雇用が十分確保できておらず、外国人技能実習生を受け入れている中、関係団体である日本経編協会では「たて編ニット生地製造技能試験」を実施しており、当連合会は当該技能評価試験事業をサポートしている。また、特定技能1号への移行にあたり、的確かつ円滑な移行に努めるべく、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知しており、今後も特定技能制度に係る情報を収集し提供していく予定。
- 日本靴下工業組合連合会(以下、「靴下工連」)は、①第11回技術者育成スクール(編立技術研修)を11月に2班×3日間で実施。本年は生産技術者ではなく、企画担当者を対象に行った。②外国人技能実習への適正な取り組みのため指導・情報共有を徹底し、また特定技能制度、育成就労制度の導入に向けた情報提供、企業の体制構築支援を行った。③靴下求評展の実施により、企画、技術者の研鑽を促すとともに、モチベーションの向上を目指した。④靴下製造業の将来の持続のため、国内生産の基盤となる生産設備(靴下セット機)の維持確保を目的とし、設備機器の国内製造が途絶えている状況の改善を図っている。メンテナンス人材の消滅も阻止すべく、新たに機器製造が可能なメーカーを確保しようとしている。
- 日本輸出縫製品工業組合(以下、「輸縫連」)は、1月17日及び5月22日に「技能実習適正化推進委員会」及び「取引適正化推進委員会」を開催し、組合員と技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護及び取引の適正化についての協議、情報の共有と連携を図った。併せて、特定技能制度の繊維業の分野追加に向けて、情報の共有と各種調査等に協力した。今後とも、「技能実習適正化推進委員会」及び「取引適正化推進委員会」を定期的で開催し、技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護及び取引の適正化について、組合員と情報の共有と連携を図るとともに、外国人技能実習生受入事業及び取引適正化に積極的に取組んでいく。併せて、特定技能及び育成就労外国人の受入れに向けた情報の共有と支援事業について対応を進める。
- 日本繊維輸出組合、日本繊維輸入組合(以下、「繊維輸出・輸入組合」)は、会員企業の法令順守を推進するため、経済産業省からの『外国人技能実習制度に係る法令遵守について』の要請に基づき、会員企業に周知徹底した。また、経済産業省「繊維業における特定技能制度の活用に向けた説明会」への会員企業の参加を促した。

- 日本織物中央卸商業組合連合会(以下、「織商連」)は、繊維産業連盟の活動方針に基づき組合員企業へ活動方針の順守を求めた。
- 日本撚糸工業組合連合会(以下、「撚糸工連」)は、監理団体(組合)を通じて、各事業者が技能実習生の受け入れを行っていることもあり、「技能実習適正化委員会」の開催及び巡回指導等による技能実習の適正な実施に向けた取り組みを実施した。人材の育成については、紡績技能審査(合撚糸工程)を活用、技能実習生については各事業者が引き続き監理団体を通じて受入れており、これからも続ける予定。引き続き「技能実習適正化委員会」等を開催し、情報交換を行うとともに、関係産地に情報提供を行い、制度の適正化に努めて行く。
- 日本繊維染色連合会は、人材の確保が事業存立の大前提という認識に立ち、特定技能制度等についてタイムリーな情報発信を行うとともに、年2回開催の行政との意見交換会や定例の勉強会等を通じて、制度の十分な理解とその環境づくりに取り組んだ。今後も、会員企業に対して、特定技能制度へのスムーズな対応、新しい制度の情報発信等に努める。
- 日本タオル工業組合連合会は、技能実習制度における移行対象職種・作業に「タオル製造職種・タオル縫製作業」の追加認定を受けるため、認定申請者(試験実施機関)の一般財団法人日本タオル検査協会と協同して認定申請の手続きを進めた。
- 日本製網工業組合(以下、「製網工組」)は、外国人技能実習制度において、製網分野を受入れ可能な対象職種として追加を目指している。
- 協同組合関西ファッション連合(以下、「KanFA」)は、①技能実習制度の改訂情報や特定技能制度の追加要件情報等、正副理事長会議及び理事会での共有と意見交換を実施するとともに全組合員に情報共有を図った。②特定技能制度の追加要件である国際的な人権基準をより具体的に理解する機会として、GOTSをテーマにした国際認証の勉強会を開催。③特定技能制度の改正に伴い、受入れ側である組合員の疑問点を解決するため、監理団体とのマッチングを実施。④再就職支援を実施する公的機関と提携し、業界内の再就職先のマッチングや専門的なサポートを実施。また、シニア層の雇用支援を実施する公的機関と提携し、再就職の機会提供や即戦力人材の確保を目的に、企業とシニア層のマッチングを実施。⑤組合員向けにサステナブルな社会の実現を目指し、健康経営セミナーやESG経営セミナーを実施。
- 日本アパレル・ファッション産業協会(以下、「JAFIC」)は、ヒューマンリソース(HR)委員会において会員企業の女性活躍状況のアンケートを実施した。回答社数は38社で、男女比率は従業員数で25:75、総合職では43:57、管理職で64:36、(※上場企業89:11)、役員数89:11(※上場企業89:11)、産休育休取得率 男性43% 女性99%であった。管理職までは女性比率が高いが、役員比率では上場企業と同等となり今後の課題である。委員会では当業界で女性活躍を推進していくため、女性活躍推進セミナーを11月に開催した。また女性活躍推進のための動画を公開する予定。(多田 HR 委員長と山崎ユナイテッドアローズ執行役員との対談12月公開)。また、特定技能制度への繊維業の追加については11月の理事会にて詳細に説明した。
- 日本インテリア協会(以下、「NIF」)は、人材育成では、①第11回窓装飾プランナー資格試験を2024年9月4日に全国11都市で実施。②人材育成基礎講座を東京でリアル開催を5講座、参加者延81名。全国を対象にオンラインで7月に開催し参加者は41名。秋は11月1日(金)~15日(金)に開催し、延303講座受講があった。③来年2月に業界活性化セミナーを正会員の中堅社員を中心に

インテリア業界の活性化を目的にオンラインを含め開催の予定。④床材関連商品の JIS 改正セミナーとビニル床材不具合事例集(NIF会員監修)に基づいた研修会をオンラインで11月1日～16日まで24時間視聴可能にて開催し26名参加、2025年度も、業界活性化を目的とした新人・中堅社員に対する人材育成講座を実施する。第12回窓装飾プランナー資格試験をCBT方式で9月1日(月)～15日(月)に実施予定。窓装飾プランナー向けのスキルアップ事業も充実させ継続していく。

- 日本ボディファッション協会(以下、「NBF」)は、①技能評価試験実施機関として活動を継続。関心の高い特定技能への分野追加や育成就労制度への移行に関し、随時、関係機関と情報を共有するとともに、各現場への情報浸透度や現時点での課題等についての把握に努めている。本年は技能実習専門家会議も控えており、関連行政対応を行っている。次年度については専門家会議での指摘事項への対応や特定技能外国人受け入れのための活動をサポートする。また、育成就労制度移行への対応に向け、関連団体とも連携し常に情報をアップデートさせていく。②ボディファッション業界を目指す人材を増やす為の活動として服飾専門学校に「NBF商品企画人財育成講座」を開設し、アンダーウェアの基礎及び応用教育の実施をサポートした。次年度は応用教育としてパターン専攻のカリキュラムの一部に「アンダーウェア講座」を組み込み、将来の「ボディファッション専門課程」開設につなげる。
- 日本ユニフォーム協議会(以下、「JUC」)は、「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」の実施を会員各社に要請するとともに、外国人の育成就労制度、並びに特定技能制度への繊維分野追加等について、理事会開催時に情報共有し、全会員に周知徹底した。また、特定技能制度適用に関する追加要件の課題解決に向けて、月給制や勤怠管理システム、国際認証などの監査についての調査に協力した。

2. サークュラーエコノミーへの対応(サステナビリティへの対応)

サステナビリティの一つである環境問題(温暖化、循環社会への対応等)は繊維産業共通の課題であり、国内外の関係情報を収集して会員団体に提供する。

- 紡協は、①経産省による『繊維製品における資源循環ロードマップ』及び『繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン 第1版』の説明会を実施。②リサイクル天然繊維を使用した紡績糸の評価・証明方法の JIS 開発事業を実施した。
- 化繊協会は「サステナビリティ対応方針」を策定し、①繊維屑に関する科学的知見の情報収集や繊維屑測定法(ISO 4484-3)による繊維製品の繊維屑発生量の調査。②3R やバイオマス由来繊維等、循環型社会構築に向けた新技術・新製品の普及支援。その一環として経済産業省の協力を得て、「環境配慮型化学繊維に関する国際標準化事業」、「繊維製品の易資源循環のためのトレーサビリティ情報に関する標準化開発事業」を進めている。③繊維 to 繊維リサイクルの技術開発の方向性検討。④欧州のエコデザイン規制やDPPをはじめとしたサステナビリティに関する情報収集・会員への情報提供。⑤「化繊協会のカーボンニュートラルに向けた取組み」の見直し。⑥化繊業界の環境・リサイクル問題への取り組み状況や化繊製品の環境への貢献をPRするため、化繊協会ホームページにサステナビリティナビティコーナーを強化し、協会のサステナビリティ活動報告や会員各社の

SDGs 事例集を発信している。⑦「繊維産業小委員会」に委員参加し、化繊業界からの意見具申を行っている。

- 羊産協は、①サステナブル委員会を設立し2年半が経過。昨年まではサステナブル展に出展し、ウールのサステナブル性について継続的にPRを実施してきた。現在、繊維製品の情報開示ガイドライン対してウールができることについてのセミナーを検討中。②JWP(ジャパンウールプロジェクト)も4年目となり軌道に乗ってきている。③環境問題に関しては「繊維製品の環境配慮設計の標準化」の委員会及び分科会に参加参画するとともに、綿紡と連携した「リサイクル天然繊維 JIS 開発委員会」においてリサイクルウールの仕組みづくりに取り組んでいる。
- 綿工連は、傘下の組合員において、糸くずや捨て耳などの再資源、再利用を試みる企業が出てきている。
- 日絹連は、繊維製品については、温室効果ガス(GHG)排出規制、有害化学物質の排除、3R 等サステナブルな対応が求められており、特に欧州市場においては環境配慮設計に関する規制が進みつつある。また、国において、「繊維産業の環境配慮設計ガイドライン」が示されており、傘下企業への周知に努めた。引き続き、関係情報を収集し傘下企業に提供して行きたい。
- 染色協会は、①環境問題への取り組みとして、地球温暖化に対する産業界の自主的取組「カーボンニュートラル行動計画」と揮発性有機化合物の排出を削減する「VOC排出抑制に関する自主的取組」に参加し、その実績を報告した。カーボンフットプリントやトレーサビリティ等、環境配慮や資源循環に関する情報を収集し共有した。カーボンニュートラル行動計画では2030年の目標を2013年度比で38%削減から46%削減に引き上げ、2050カーボンニュートラルも念頭に置き、高い意識を持って取り組む。②製品安全問題への取り組みとして、化管法・化審法並びに労働安全衛生法の改定に関するセミナーに参加しその情報を会員企業に提供した。環境に関する海外の情報や第三者認証の認証機関や監査機関の動向などを調査する。
- ニット工連は、サステナビリティの取り組みについて、業界内で連携した環境配慮素材の開発はじめサーキュラーエコノミー(裁断くずを反毛させた素材の再活用等)の取り組みが少しずつ進展しており、今後も様々な機会において、内外の関係情報を収集し会員企業へ周知していく予定。また、繊維産業における繊維製品の環境配慮設計に関する標準化調査委員会へ参画し、同ガイドラインに関する情報を会員企業へ周知した。
- 靴下工連は、①包装副資材の簡易化推進、プラスチック素材の資材の見直しを継続して行っている。②10月実施の第28回靴下求評展においてSDGs視点の作品を特別賞として表彰している。環境対応、ユニバーサルデザインに工夫を凝らした商品開発を業界として推進しており、特に中小メーカーの創意工夫が目立っている。③環境配慮型商品として、リサイクル糸の活用が増えてきている。情報交換会において、リサイクル糸など環境配慮型素材の紹介を行った。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合では、環境問題への取り組みを繊維産業共通の課題と捉え、OEMを含む繊維製品の企画・設計・製造において、持続可能な繊維産業へ移行するため、「環境配慮情報開示ガイドライン 第1版」を会員企業へ周知するなど積極的な取り組みの一助となるよう努めた。また、温室効果ガス排出量を含めた環境情報開示を戦略的に進めるため、検査機関より講師を招き組合員への情報提供を行った。

- 製網工組は、組合員企業が使用済みポリエステル漁網を回収してリサイクルを行う事業「Re:ism(リズム)」に参加している。
- 日本繊維ロープ工業組合は、「リサイクル」命綱などに使用されるナイロンロープは JIS 規格や JIS 準拠規格製品が多いが、現行のナイロンロープ JIS 規格においてはリサイクル糸を使用した製品は規格外品になる。今後、ロープ to ロープへのリサイクル品普及のためにはケミカルリサイクル糸を使用した JIS 規格の設定が必要なので産業標準化推進事業としてリサイクルナイロンロープの規格設定への活動を開始した。次年度以降ポリエステルロープについても同様の取り組みを開始する予定。
- KanFA は、①循環型社会への対応とサーキュラーエコノミーの実現を目指し、組合員の SDGs 活動インタビューを実施し WEB で公開。企業の活動推進の一助になるよう KanFA SDGs AWARD を毎年実施している。②業界でのカーボンニュートラル推進の一助として、温室効果ガス排出量削減を目的に、排出量の算定ルールの策定を環境省の支援事業を受託し実施している。③大阪府が実施するサプライチェーン全体の CO2 排出量見える化モデル事業に対し組合員への周知を実施し、カーボンフットプリント算定及び削減に取り組むロールモデルづくりの支援を実施している。
- JAFIC は、ロジスティクス委員会において、センコー商事による副資材(アパレル商品包装用ビニール袋)を百貨店などの店頭で回収し、再び包装用ビニール袋に戻す(マテリアルリサイクル)取り組みに協力、昨年より会員企業に参加を呼びかけている。今年度の参加企業は 6 社(2024 年 6 月時点)で、回収実績は 3,345 kg(2024 年 3 月～5 月)で、引き続きこの取り組みへの参加の呼びかけを継続する。
- NIF は、環境に配慮した優しいインテリアファブリックス製品づくりの推進を行った。①環境に配慮した製品の研究活動及び国の環境政策に係る情報の共有化として、OEU REACH、厚労省医薬・生活衛生局、経産省・繊維産業連盟が推進する諸課題へ対応。○カーテン生地ホルムアルデヒド自主基準申請受付、VOC 認定委員会への参加。②カーテンのリサイクル事業、リユース等の研究として、リサイクル WG にて広域認定リサイクル制度の活用で見本帳の回収、リサイクルスキームの検討をした。③プラ床関連リサイクル事業として、○リサイクル WG にて広域認定リサイクル制度の活用でビニル床材のリサイクルの実施(Vリーグ 1 チーム)。○新広域認定制度により、NIF 正会員全体でビニル系床材の現場端材リサイクルに取り組んでいく。(令和 6 年 環境省 提出済) ④「第 43 回 JAPANTEX2024」において、展示会通路及び NIF 主催ブースにタイルカーペットを施工し、会期終了後回収し粉碎後 リサイクルする事とした。約 4000 m²分 ニードルパンチカーペットの廃棄を大幅に削減となった。
- 日本寝具寝装品協会(以下、「JBA」)は、ごみとして焼却されているふとん類は大きな環境問題となっている。使用済み製品の回収の道のは遠いが、需要創出委員会を設置して調査・分析を始めており関係省庁には情報、及び指導も仰いでいる。繊維以外で羽毛は日本羽毛製品協同組合と連携し、リフォーム、リサイクル推進を行い、また、敷寝具で使用量が増大しているウレタンでは回収や端材のリサイクルについて素材を扱う団体と連携するなど、足元の調査からスタートしている。
- NBF は、①ボディファッションで使用するハンガーの回収・リユースの継続と、②回収品の一部を原料としてリサイクルし、新原料とのハイブリットで新ハンガーを新たに生産し循環型ハンガーを定着させた。来期も引き続き採用企業の増加を働きかける。これらの活動についてメディアを通じて広く一般にも告知した。また、環境配慮設計、トレーサビリティ分科会等に参加し会員各社との共有を行っ

ている。

- 繊維評価技術評議会(以下、「織技協」)は、令和5年度、循環型社会への対応を推進するため、「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」作成に取り組んだが、令和6年度は、欧州における具体的な規制基準・試験方法等の動向を踏まえながら、作成したガイドラインをもとに繊維製品の環境配慮設計に関する標準化を推進すべく事業に着手した。

3. 取引適正化(サステナビリティへの対応)

取引適正化については、企業存続のみならず、サプライチェーンにおける人権尊重、賃上げにも繋がる大きな課題であるため、引き続き繊維産業流通構造改革推進協議会等と連携しつつ、会員団体の協力の下、適正取引に向けた自主行動計画のフォローアップ調査等を通じて進めていく。加えて今回は、2024年問題を踏まえた物流対策について新たに策定した適正取引に向けた自主行動計画を推進する。

- 紡協は、①「適正取引に向けた自主行動計画」については、改訂を含め今年も周知徹底を呼び掛け、フォローアップ調査に協力。②繊維産業における「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を関係委員会に周知。
- 化繊協会は、自主行動計画等のフォローアップ調査対応等、取引の適正化や発注者によるサプライチェーンへの社会的責任の周知・徹底のため、繊維事業トップで構成される「技能実習及び取引適正化推進委員会」を随時開催した。
- 羊産協は、会員に「適正取引に向けた自主行動計画」の推進と共にパートナー構築宣言の申請を要請している。また、経済産業省及びSCM協議会、繊維産業連盟からの情報を会員企業への配信に努めた。パートナー構築宣言については会員における宣言企業が少ないため、継続してお願いしていきたい。経済産業省及び繊維産業連盟からの情報についても引き続き会員企業に配信行っていく。
- 綿工連は、①2021年12月設立の日本の繊維製造中小企業で構成し、SDGsの達成に向けて、セミナーや交流会等の活動をする ST Japan (Sustainable Textile Manufactures Japan) に傘下の組合員約30社が参加しているが、随時情報収集等を行っている。②改訂された「適正取引に向けた自主行動計画」の周知、また傘下の組合を通じ第8回自主行動計画フォローアップ調査を行った。
- 日絹連は、①第8回「適正取引に向けた自主行動計画」フォローアップ調査を産地組合と連携を取りながら約240社の協力を得て実施し、中小企業の方々の理解を深めるとともに、取引の適正化に努めた。また、「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」については、100社以上が宣言を行っており、引き続き「点検」、「企業行動実施宣言」ができるよう指導していきたい。②和装産地は、コロナ禍で和服を着る機会が全くなくなってしまう壊滅的な打撃を受けており、このままでは物づくり産地として継続していけない状況である。この危機的状況を乗り越えるため、経済産業省及び関係団体と協力し、和装振興を推進することに努めた。また、求評会や展示会についても、一大消費地である東京での展示会やイベントの開催を増やし、消費者の獲得に努めた。更に、積極的に産地間連携を行うことにより、効果的・効率的な開催が出来ないか検討を進めていきたい。引き続き、繊維製品のサステナビリティへの意識向上を図るため、国内外の動向を的確に把握し、情報収集、情報発信を行う。

- 染色協会は、公正な取引慣行構築に向けた活動として、①分野別加工状況等に関する情報収集・意見交換、②適正な加工料金の実現に向けた活動、③「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ、アンケートへの協力、④下請取引の適正化に向けた広報、情報提供、などを行った。引き続き⑤取引条件改善、下請け取引の適正化への環境整備や促進、⑥原材料・燃料、運送料等、製造コストUPの適正価格転嫁への対応、⑦「適正取引に向けた自主行動計画」等のフォローアップ等を行っていく。
- ニット工連は、会員企業へ向け「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」及び「適正取引に向けた自主行動計画」の周知に努めるとともに、フォローアップ調査に協力し取引の実態把握を行ったほか、物流 2024 年問題に係る情報についても適宜会員企業へ周知を行った。
- 靴下工連は、取引適正化に関する情報共有を随時行っている。「適正取引に向けた自主行動計画」の浸透を促す案内、フォローアップ調査についても適切に実施している。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ調査等に協力するとともに関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、①検査機関による人権や CSR に関する教育支援のための研修を実施した。②輸入組合は、10 月に東京で開催された「サステナブルファッション EXPO」に 3 年連続で出展し、組合員企業が地球環境に配慮した製品などを展示・紹介した。③CSR 委員会では、経済産業省の担当官を招き同省で取り纏めた「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」の説明を受けるなど情報共有を図った。④2024 年問題を踏まえた物流対策については、組合員企業に向けて政策パッケージや「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を周知するとともに物流効率化に向けた取組事項にあるモーダルシフトや共同配送などの取り組みに向けた情報提供および担当委員会における情報共有を行った。
- 織商連は、繊維産業連盟の活動方針に基づき組合員企業へ活動方針の順守を求めた。
- 撚糸工連は、幹部会等での「適正取引に向けた自主行動計画」の実行に向けた意見交換等を実施した。今後も、各種会議において、自主行動計画の実行に向け、意見交換等を行っていく。
- 製網工組は、10 月に労務費等上昇に係る価格反映についてのお願いを文書としてリリースした。
- KanFA は、①取引条件の改善と進捗状況の把握を目的に、「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップアンケートを実施。②日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会が策定した「適正取引に向けた自主行動計画」の浸透状況の把握と更なる徹底を図るため、徹底プランアンケートを実施。③脱炭素と都市間連携を目的としたフランス行政と地方自治体等で構成される訪日団との交流を目的に、組合員への情報提供を実施。
- JAFIC は、繊維産業流通構造改革推進協議会からの「適正取引に向けた自主行動計画」のフォローアップ調査に協力した。物流 2024 年問題に対して策定した「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」では、10 月に国土交通省からフォローアップ調査の協力要請があり、会員に周知、調査への協力を依頼した。
- NIF は、①特定技能制度に関する新職種「インテリア製品縫製業」の追加検討として、インテリア業界3団体(日本インテリア協会、日本室内装飾事業協同組合、窓廻り装飾事業協会)で連携し、経済産業省管轄の製造業として、カーテン縫製業を新職種の追加に向けての作業を進めた。②運営委員会において、「技能実習適正化推進委員会」、「取引適正化推進委員会」を、6 月、8 月に開催

(年間 4 回の開催)し、技能実習事業及び取引適正化に関する報告、第 8 回適正取引に向けた自主行動計画に関するアンケート調査回答等を行った。

- JBA は、協会内のコンプライアンス委員会を刷新、「第8回 適正取引に向けた自主行動計画フォローアップ調査」を通じ、寝装業界の将来に向け真摯に取り組んでもらうよう調査協力の周知徹底を行い回答回収の実施をした。
- 日本アパレルソーイング工業組合連合会は、「繊維業界における適正取引にむけた自主行動計画の徹底プラン(第2版)」の 1.取引対価について、の「見積にもとづいて価格の設定を行う」の活動として、アパレル・ソーイング協同組合連合会の「基礎級検定シート及び随時2級、随時3級材料」を注文された協同組合と企業に対し、「徹底プラン(第2版)」と「ACCT-System」のちらしを送付した。問合せ、申し込みはゼロであった。1ヶ月のお試し期間を申し込まれたのは口コミによるものが大半だった。継続して告知活動を行う予定。
- NBF は、①適正取引に向けた自主行動計画フォローアップ調査窓口として会員への要請、関連省庁ならびに団体からの情報の共有を随時行っている。②会員社には中小企業、外国人技能実習生を抱える会員社も多く、総会時に「繊維産業の現状と政策について」の講演(経産省)を実施。特定技能への分野追加やそれに伴う要件設定等について理解を深めてもらった。
- JUC は、令和6年11月1日からの支払サイト60日超への行政指導など下請法の運用変更に関して、理事会での情報共有と全会員への周知徹底を行い、法令遵守と取引適正化に向けた理解と実践を促した。
- 繊維産業流通構造改革推進協議会は、本年も継続して「取引ガイドライン」と「自主行動計画」を基軸とした「取引の適正化」に取り組んだ。「取引ガイドライン」に基づく「聴き取り調査」については 19 回目(産地企業では 11 回目)で、今回は産地企業を大幅に増やし、前年比 24 社増の合計 108 社に対して行った。今回の調査では合理的な価格決定への取り組みや、決算手段の調査、手形等のサイト短縮への取り組み等、広範囲にわたり調査を行った。「自主行動計画」は日本繊維産業連盟と共同して第7版となる改定を行い、併せて「徹底プラン」についてもそれに準じて見直しを行った。現在、「自主行動計画」のフォローアップ調査に取り組んでいる。

4. デジタル革命への対応(中小企業への支援)

デジタル化の具体的な対応策に関する知見が不足し、対応が遅れている中小企業を主たるターゲットとし、①中小企業において簡単に導入できる事例の紹介、②中小企業向けの簡素、安価なシステムを開発しているベンダーとのマッチング、③IOT関係の相談機関とのマッチング、を進めていく。

- 紡協は、海外 AI 法規制講演会に参加
- 羊産協は、①経済産業省、繊維産業連盟より発信される「デジタル革命(IoT、DX 等)への対応」に関する情報を配信、共有化を実施。②税制改正要望において「DX 投資促進税制の要件の簡素化を要望する。」として要件の簡素化を要望実施。対応が遅れている中小企業に対しての支援が不足しているため、繊維産業連盟と連携して対応を検討していく。

- 綿工連は、傘下の組合員にデジタル関連のセミナー等への参加を呼び掛けた。なお、関連団体である(一財)日本綿スフ機業同交会で、平成22(2010)年度から「小規模助成金事業」を実施しているが、近年、一元管理のためのモニタリングシステムを導入した設備のほか、顧客管理システムやECサイトの構築などデジタル関連の助成案件も増えてきており、継続支援中である
- 日絹連は、デジタル化実例の紹介などのセミナーへの参加を呼びかけ、簡単で安価で効率化が図れるシステムの紹介、中小企業でもできるとの認識をもっといただけるような情報発信に努めた。特定技能制度の追加要件となっている「勤怠管理のシステム」を導入することにより、事務の効率化を図るなどデジタル化へ対応する企業も増えている。引き続き情報収集、情報発信を行なっていく。
- 染色協会は、DX及びIoTに関し、セミナーや補助事業の活用など、引き続き情報を提供していく。
- ニット工連は、会員企業向け、特定技能1号への移行要件である「勤怠管理を電子化している」について周知を行った結果、一部の企業で国からのDX補助金を活用した導入事例があった。今後も、デジタル技術を活用した応用事例の紹介および関係セミナー開催等の情報収集に努め、広く会員へ周知していく予定。
- 靴下工連は、①経産省、繊維産業連盟より案内されるDXセミナーの紹介を行い、デジタル化対応への後押しを行った。②日本靴下協会の各委員会活動については、基本オンライン開催にて頻度を増やして行っている。全国から参加するのは時間的、費用的にもハードルが高かったが、参加者が増え成果が出てきている。
- 輸縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- KanFAは、①AIを活用した、誰でも簡単に行えるアパレル製品のデザイン画の提案やパターン作成が可能になるデザイン提案ソリューションの説明会を組合員向けに実施。②上記①のベンダーとのマッチングを実施し、各社の要望への対応を行なった。③サイバーセキュリティリスクが増加している中、セキュリティへの意識変容を目的にITとセキュリティ対策講座を組合員向けに実施。併せて、具体的な対策の一つとしてサイバーセキュリティ保険の運用をスタート。
- JAFICは、DX委員会において、会員企業の事業上の課題を抽出し、デジタル、ICTによる解決策の共有行い、改善に繋げる活動を行った。(例・店舗とECデータ連携で販売ロスの極小化、・AIスタッフを活用した新たなEC接客と顧客体験、・物流DX、越境ECでの利益改善など)
- NIFは、DX認定制度については会員企業毎(正会員17社)での対応で推進して行く。
- JUCは、主催事業である「ユニフォームソムリエ検定」について、web検定システムの開発・導入により、全国各地でオンライン受験を可能にした。この結果、受験者の8割がオンラインでの参加となり、受験者数がほぼ倍増した。また、アパレルメーカーの業務効率化を目的に、商談時の企画提案のスピードアップと深化(デザイン提案・変更、着用画像生成など)が期待できるアパレル特化型生成AIシステム「Lightchain」(株)スクロールインターナショナルが開発)の活用セミナーを開催した。

5. 海外展開支援(中小企業への支援)

中小企業支援ネットワークの構築を図る。具体的には、会員団体とともに、公的支援機関を中心とした既存ネットワークの活用を図り、繊維産業を支える中小企業を中心に支援を得やすい環境の構築を進める。

- 紡協は、①会員日系企業の「海外設備・生産調査」を実施、②国際綿花諮問委員会の総会に出席し、綿花需給等の情報収集、会員への情報提供等を実施。
- 羊産協は、①繊維通商問題委員会に参加し、その情報(EPA、FTA 等)を会員企業に発信行い共有化を図った。②海外展開に関しては、大企業についてはその会社ベース対応できるため問題ないが、中小企業にはそのような話が合った時には相談に乗り対応行うようにしたい。
- 綿工連は、傘下の組合員に海外のテキスタイル展示会の開催状況等について情報提供しており、1月のミラノウニカ2025SS、2月のPV パリ2025SS、12月のデニム PV にそれぞれ組合員数社が出展した。また、12月大阪市内で JETRO が実施した欧米バイヤー招聘型テキスタイル商談会にも組合員数社が参加している。
- 日絹連は、直接、海外展開を行っている企業は少ないが、サプライチェーンをしっかりと把握することにより、新商品の開発や新たな事業展開を行う際の重要な情報の入手が可能になるなど、多くのメリットを享受することが可能であることから、産地組合、企業に対してネットワークの必要性を理解していただくよう努めた。

絹・化合繊維物の普及事業の一環として実施している海外展支援事業は、前年に引き続きミラノウニカに2回(AW・SS)出展を計画し、高品質のメイドインジャパン・テキスタイルを海外にアピールすべく、それぞれのブースではイタリアを中心としたヨーロッパ圏のみならず、全世界から訪れたアパレルデザイナー、バイヤー、リテラー、エージェントに対して積極的な売り込みを行い、輸出実績の豊富な参加企業が、日本の優れた絹・化合繊維物素材を紹介し、訴求力の高い商品群によって海外市場への販路開拓に努めた。

○ AW(R6.7)3産地組合3企業が出展

○ SS(R7.2)3産地組合3企業が出展予定(他の支援事業で2組合6企業が出展予定)

来年度も引き続きミラノウニカへの出展を2回(AW・SS)予定している。

- 染色協会は、引き続き、海外展開に関する情報を提供していく。
- ニット工連は、和歌山などの会員組合・企業は、国及び地方の公的支援機関のサポートを活用し、欧米等において積極的に販路開拓を実践し、ビジネス成果も相応に出ている。今後も有益な支援等情報を収集し、会員組合へ周知、支援していく予定。
- 靴下工連は、情報交換会、理事会などを通して情報交換を行って課題を確認している。また、輸出入に関するデータを毎月とりまとめて会員に配布している。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、ベトナムにおいて両組合の会員企業間の情報共有とベトナム政府及び関係機関等との意見交換の場として「ベトナム分会」を設置し、本年 10 月に会合およびベトナム人職員向けに「繊維の基礎知識と品質管理セミナー」をホーチミンで開催した。
- KanFA は、①JETRO と連携し、欧米のテキスタイルバイヤーを招聘する商談会の開催に協力し、海外販路開拓の機会創造を図った。②アジア圏への販路開拓支援を目的に、台湾紡拓會と提携し、台北で開催された台北紡織展(TITAS)への出展支援を行った。
- JAFIC は、J∞QUALITY 事業において、中小企業向け海外販路開拓補助金(全国商工会連合会と全国中小企業団体中央会)を活用して J∞QUALITY 承認企業 12 社による「J∞QUALITY FACTORY BRAND PROJECT」として1月のイタリア PIIT に出展した。通算 3 回目の出展で初の

大きな発注を受けることが出来た。

- NIF は、海外インテリア関連展示会等ハイムテキスタイル、ビエンナーレ、メゾンエオブジェ等の紹介をした。

6. 通商問題への対応

RCEPを含めた広域経済連携の活用を推進していく。また、日中韓繊維産業協力会議を中国紡織工業連合会、韓国繊維産業联合会とともに開催し、幅広い情報交換を行っていく。

- 紡協は、現在進められている広域経済連携協定の進捗状況等情報を関係委員会に周知した。
- 化繊協会は、会員への FTA/EPA 最新状況や情報提供に努め、Eメール等での情報発信、勉強会、講演会等を行った。最新の EPA 交渉に関して経済産業省に情報提供等の協力を行っている。
- 羊産協は、①繊維通商問題委員会に参加し、その情報(EPA、FTA 等)を会員企業と共有し、引き続き実施する。②来年、日中韓繊維産業協力会議が開催された時は参加し、中国紡織工業連合会、韓国繊維産業联合会と情報交換に努める。
- 綿工連は、通商問題委員会に参加し、広域経済連携協定の交渉状況等について会員組合等へ周知を行った。
- 日絹連は、通商問題委員会に参加し、会員に世界の繊維産業の動向や広域経済連携の各国における手続きの進捗状況などの情報提供を行っている。また、農林水産省が昨年引き続き繭や生糸の取引について実態調査を行っており、当会としても協力している。
- 染色協会は、通商問題委員会に参加し、情報を会員企業に提供し、共有した。引き続き、通商協定関係情報の提供を行っていく。
- ニット工連は、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知した。次年度も引き続き、関係各所からの情報を適宜会員組合へ周知するとともに、会員の海外展開を後押ししていく予定。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、発効済の各 EPA における事例に基づく問題等を把握するとともに専門知識を深め、円滑に EPA を活用するため、東京税関原産地センターによる「原産地規則セミナー(繊維品について)」を開催した。
- JAFIC は、通商問題委員会に参加し、交渉中の FTA、EPA の情報を共有した。
- NIF は、建産協へ委員を委嘱し、「窓日射熱性能国際標準化」に継続テーマとして取組んだ。次年度も推進していく。
- 繊維技協は、繊維産業のグローバル化に向けた国際標準化を推進するため、ISO/TC38(繊維)に国際幹事を輩出するとともに、繊維製品の洗濯等の取扱表示記号等を定めるISO規格とJISの整合化を図り、日本の繊維製品の国際貿易・流通において取扱表示の違いが支障をきたさないように標準化を推進した。今後も日本からの国際標準化提案等を支援して標準化を通じた海外展開を推進する。

7. 情報発信力・ブランド力強化

「J∞QUALITY商品認証事業」に協力するなど、日本の繊維産業が強みとする高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材をアピールする等の発信活動に努める。また、政府が推し進めるクールジャパン戦略との連携の中で、ファッション製品から機能製品まで、繊維製品を幅広く国内外にアピールできるように、関係機関に働き掛けていく。

- 紡協は、①綿製品の魅力を伝え需要の振興に繋げる目的で「コットンの日」のイベントを開催した。また、機関紙「コットン・プロモーション」を発行し、会員企業の製品やサステナビリティに対する取り組みなどの紹介を行った。②国産綿製品の需要振興、ブランド力強化を図るため、「ジャパン・コットン・マーク」の普及活動に取り組んだ。
- 化繊協会は、高機能・高性能繊維の商品名、特徴、用途等を日本語と英語で一覧化した「先端繊維素材一覧」を作成・配布し、日本の優れた高機能素材をアピールした。
- 羊産協は、①尾州地区で開催の「ひつじサミット」にニッケ、トーア紡と連携し羊産協として参加し、ウールの持つ機能性、安全性等を産地企業とタイアップしてウールの良さをPRした。②サステナブル委員会に置いてウールの機能性及びサステナブル性について訴求のセミナーを検討中。引き続き、基本上記の継続。上記記載のセミナー開催を目指す。
- 綿工連は、①「Made in Japan Cotton Fabrics」を出展者が、バイヤー、クリエイターに直接商談する第11回「綿織物産地素材展」を東京西麻布において3月に開催した。2025年3月も計画している。②傘下の組合や組合員が出展する「JFW JAPAN CREATION (JC)」やPTJ、各テキスタイルの展示会を随時 PR した。③(一財)日本綿業振興会と使用許諾の締結を行っている「ジャパン・コットン・マーク」の添付表示推進を組合員に対して行い、引き続き国産綿製品の普及促進を行った。
- 日絹連は、①消費者から適正に評価される国産絹製品づくりを推進するために、一般財団法人大日本蚕糸会が運営する「日本の絹マーク」及び「純国産絹マーク」に絹織物業界の立場から連携・協力を行っている。②JFW—JCに当会で90小間の展示ブースを構え、自社開発製品の販路開拓を求めることを目的として産地企業に出展を促した。その結果、16産地組合・85社、4グループ、7団体、3校が参加し、産地の優れた絹・化合織織物の価値を訴求した。来年度からは、年2回(春・秋)開催となるが、産地組合の意見を聞きながら対応していきたい。
- 染色協会は、引き続き、J∞QUALITY商品認証事業の拡大や高度な技術力と感性が融合した高品質・高感性・高機能素材などをアピールしていく。
- ニット工連は、①全国のニット製造業が一堂に結集した「ジャパン・ベストニット・セレクション 2024」を12月に開催。環境問題をはじめとするサステナブルをテーマに、出展各社のオリジナル製品等を広く業界関係者へアピールを実施。②会員企業の一部においては、「J∞QUALITY」海外販路開拓事業に参画、国産ニット製品を世界にアピールしているほか、和歌山ニットプロジェクト、TOKYO KNIT ブランド事業等、会員組合でのブランディング事業を国内外において積極展開している。今後も会員組合・企業によるブランド構築、ファクトリーブランドによる情報発信等を支援していく予定。
- 靴下工連は、①「くつしたの日」(11月11日)に合わせて公式インスタグラム、Xと会員各社のSNSと連携しキャンペーンを実施。本年は有志会社によるPOPUP STOREの実施も行った。②デザイン、生産技術の向上、及び各社のデザイナー、製造技術者のモチベーションアップを目的とした「靴下

求評展」を開催し、経済産業大臣賞をはじめとした入賞者を「くつしたの日」に合わせて発表、表彰式を行った。③第7回靴下ソムリエ資格認証試験を実施(試験日9月21日)。合格者97人。累計のソムリエ有資格者は1000人を越え、認定証授与式には多くの合格者が参加した。有資格者への工場見学を実施、ファッションコーディネイト講座の動画を製作するなどのフォローも行っている。

- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 繊維輸出・輸入組合は、一般財団法人対日貿易投資交流促進協会(MIPRO)に協力し、知的財産権保護に資するため「外国ブランド権利者名簿」改訂に協力した。
- 撚糸工連は、業界内有志を募り、JYT ねん糸グループとして JFW ジャパンクリエイション 2024 に出展。来年は第2回 Tokyo Textile Scope 2026A/W に出展を計画中。
- KanFAは、①大阪府商工労働部と共に産地ネットワーク組織「せんば適塾」を運営し、繊維の工場とのマッチングを目的に毎月工場見学会を実施。また、関西の繊維産地企業の技術力のアピールと商品開発の動機創造を目指し、産地企業が一堂に会する展示商談会を大阪で開催。②大阪船場の地域ブランド「船場テキスタイル」を立ち上げ、船場企業の優れた特徴を活かし、国内外へアピール。ホーチミンで開催されたアパレル関連のテキスタイル展 VIATT2024 やせんば適塾展示商談会に出展し、プロモーションを展開した。
- JAFIC は、J∞QUALITY 事業では、1月のPITTIで香港のレーンクロフォードが買い付けたJ∞QUALITY商品の販促のため10月開催の「JAPANフェア」に協力した。フェア中はJ∞QUALITY承認工場の技術者による実演販売やワークショップなどを開催し、親日である香港の来店者に対し日本のものでづくりをアピールした。フェア期間中の集客、売上ともに大成功となった。
- NIFは、①「第43回JAPANTEX2024」を11月20日～22日、東京ビッグサイトにて開催した。Japan Home & Building Show 及びアジアファニッシングフェアとの合同開催及び同時開催展併せて39,282名の入場者があった。環境への取組コーナーを設置し、経産省生活製品課石川課長補佐を迎え「繊維産業の現状と政策について」をテーマにセミナーを実施し、32名の受講があった。次回、「第44回JAPANTEX2025」を11月19日～21日に開催の予定、業界活性化を目的とし、今年度以上の出展者・来場者を目指し、情報発信を継続強化する。②インテリア業界主力製品団体(NIF、日本カーペット工業組合、日本壁装協会)ではトータルインテリアとしての需要活性化に向けたプロジェクト会議を定期的に行い、NIFのHPに3団体の「インテリアナビゲーター」サイトを立ち上げ、インテリア業界からの消費者への情報発信を推進した。
- JBAは、寝装業界も「J∞QUALITY商品認証事業」に多数参画。国内産地での生産維持とブランド力を守るべく活動を継続した。JAFICとともに情報交換を行い、3月に「J∞QUALITY東京展示会」に会員企業6社が出展した。寝装品にとらわれないアイテムというテーマで変化する消費者のライフスタイルにはまるものを中心に展示。ふとん工場はふとんだけを作る時代ではなく、機械の応用や発想の転換で消費者ニーズに合うものの製造も可能であることを改めて認識した。
- NBFは、業界機関紙「和魂洋才」の継続発刊により、業界内外に活動の状況や課題を広く発信、また、協会オリジナルキャラクター「ピンクラビット」を介在させ、SNSを中心にボディファッション情報を一般消費者に発信している。今後もSNSや協会ホームページを通じて消費者へアプローチする。
- 織技協は、羽毛の産地表示の信頼性向上の取組みに協力するとともに、靴下のデザイン・技術力向上に関する取組み等に協力し、情報発信力・ブランド力強化に努めた。また、日本の高機能性織

繊維製品の優れた抗菌性・抗ウイルス性等について、安全性と性能基準への適合性をもとに認証を行い、SEKマークを提供して情報発信に努めた。引き続き、日本ブランド発信に向けた取組みに協力するとともに、優れた特性を持つ高機能繊維製品を認証してSEKマークを提供し、情報発信に努めていく。

8. 税制問題への対応

繊維産業全体にかかわる税制について改正要望を政権与党、関係省庁に求めていく。

- 紡協は、①税制改正に関する紡績業界としての要望事項をとりまとめ、行政、関連団体に提出するとともに、与党との政策懇談会の場において意見の陳述を行った。②税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組みへの対応として、税務コーポレートガバナンス講演会を実施。
- 化繊協会は、繊維産業連盟と協力して、例年通り税制要望を政府に提出した。
- 羊産協は、経理委員会にて議論し、「税制改正要望書」を国税11項目、地方税4項目を繊維産業連盟に提出した。次年度も、必要に応じた税制改正の要望を提出していく。
- 綿工連は、①事業所税の根本的見直しもしくは一時凍結、中小企業経営強化税制に適用される所得金額の引き上げ等を関係先に要望した。②中小企業に関連する税制改正等について組合員に情報提供を行った。
- 日絹連は、零細企業が多く制度の理解や活用方法に苦慮している。引き続き、国の政策や業界としての動きを注視し、組合員への情報発信に努めていきたい。
- ニット工連は、適宜、必要に応じて対応していく。
- 輪縫連は、組合員に対する情報の提供と関係機関への建議・要望を行う。
- 織商連は、税制改正要望書を取りまとめ、繊維産業連盟を通じて政府与党に提出した。
- JAFIC は、税制調査委員会(会員企業の経理財務、経営企画担当で構成)において、税制要望や政策要望などをまとめ上げ、経済産業省、繊維産業連盟に提出した。

以上